

秋田市告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年5月12日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
有限会社 ライフ・ワ ーク	小規模多機 能型居宅介 護事業所た んせえ	秋田市土崎港北 一丁目13番37号	令和4年4月30日	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護